

告示

埼玉県告示第千四百十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、指定猟法として鉛散弾を使用する猟法を定め、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒川指定猟法禁止区域

二 区域

県道川越栗橋線と県央ふれあいぐロード（以下、自転車道とする。）との交点を起点として、同地点から同自転車道に沿って北西に進み、市道六十七号との接点に至り、同地点から市道六十七号に沿って北東に進み、市道千百七十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、市道千三十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、市道千四百七十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、市道千四百六十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、市道千四百六十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、自転車道との接点に至り、同地点から同自転車道に沿って北西に進み、桶川市と北本市との境界点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、桶川市と北本市と比企郡川島町との境界点に至り、同地点から桶川市と比企郡川島町との境界に沿って南東に進み、県道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

なお、荒川指定猟法禁止区域のうち、桶川市を除く区域については、従前のおりとする。（区域全体の面積千八百九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から無期限

四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法